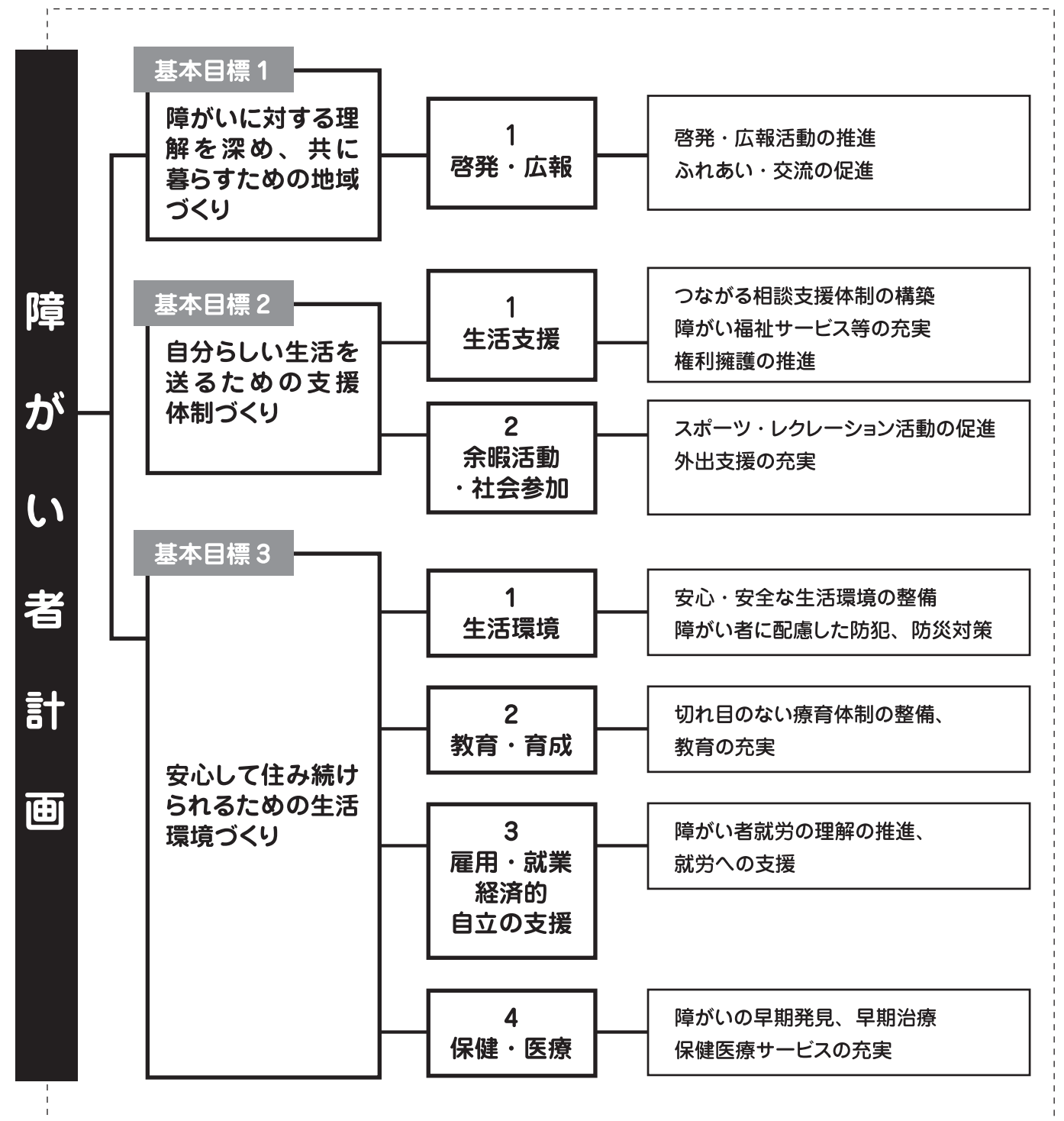


第 3 章 障がい者計画

【 障がい※6 者計画体系】



※ 6 「障がい」 の表記について

本計画では、法律用語などを除き、「障がい」と表記しています。

障がい者計画の推進に向けた基本目標

基本目標 1 障がいに対する理解を深め、ともに暮らすための地域づくり

心地よい（住みよい）を目指すにあたり、障がいに関する町民意識の向上を図ることで、相互の理解を深めることが必要になります。

障がい者に対する正しい理解を、すべての住民が認識できるよう、障がい者教育の推進と啓発・広報活動を促進し、また、地域で様々な人々と交流することで、地域とのつながりを持つ場の確保に取り組みます。

基本目標 2 自分らしい生活を送るための支援体制づくり

障がい者が、地域において自分らしく豊かな生活を送ることができるよう、支援体制の構築を目指し、その根幹である相談支援体制の拡充に努めます。

また、障がい者を対象とした福祉事業を活用し、住宅改造やグループホームの利用支援などを通じて居住の場を確保するとともに、その生活を支える在宅福祉サービスの充実に努め、障がい者の権利擁護にも力を入れます。

さらに、余暇活動や社会参加の促進にも力を入れ、日常生活の充実、生きがいをづくりを支援します。

基本目標 3 安心して住み続けられるための生活環境づくり

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、生活環境を総合的に整備していきます。特に、公共施設や公共交通機関等におけるバリアフリー化の推進や地域住民の安全を守る防犯、防災対策に取り組めます。

また、障がいの原因となる疾病予防や障がい者の就労環境整備、障がい児に対しては、一人ひとりの特性に合った教育が受けられるよう切れ目のない支援を提供する体制を構築します。

障がいに対する理解を深め、ともに暮らすための地域づくり

1 啓発・広報

1) 啓発・広報活動の推進

本町における現状と課題

障がいのある人の権利を守り、その自立を支援するためには、改正などが多い障がい者福祉に関する制度の継続的な周知を図るとともに、障がいに対する偏見や差別を取り除き、地域での障がいに対する理解の輪を広げて行くことが重要です。障がい者が、地域で安心して暮らしていけるよう、障がいの特性に応じて合理的配慮※ 7 について正しい知識の普及とあわせて、町社会福祉協議会や身体障がい者協議会など関係団体と協力して障がい者福祉に対する理解や認識、思いやりの心を身につけるための取り組みが必要です。

本町が今後おこなっていく取組み

施策の項目	施策の内容
①広報・啓発活動の充実	●町広報紙・ホームページなど、障がい者福祉に関する情報の提供を行います。 ●障がい者関係団体についての啓発を行い、支援に努めます。
②障がい者週間の普及（12月3日～9日）	●障がい者週間の広報紙やホームページを活用し、ポスター掲示等を行います。
③障がいに関する知識の普及	●障がいについて正しい知識の普及推進のため広報啓発に努めます。 ●外見では分からない、内部障がい等に対する理解や支援の促進に努めます。
④行政機関等における合理的配慮及び障がい者理解の促進	●障がい者が必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮を行います。

※ 7 合理的配慮
障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同様に保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

2) ふれあい・交流活動の促進

本町における現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を築くためには、障がいや障がい者に対する差別や偏見等の心のバリアを取り除いていくことが求められます。そのため、地域全体で理解を深め、障がいのある人ない人、高齢者などの違いを超えて、すべての人々が安心して暮らしやすい環境づくりの推進が必要です。

また、ボランティア活動は、受ける側では交流や支援につながり、支援する側には優しい心、ふれあいのことを育てます。

そのために、普段から障がい者と接する機会を増やし、障がい者が自ら積極的に社会参加できる環境づくりと、地域住民によるボランティア活動等による自主的な地域福祉活動を促進するため、関係団体等と連携をとりながらボランティア人材を育成する必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

施策の項目	施策の内容
ふれあい交流の推進	●障がい者への理解を図るため交流する機会を増やすことや既存のイベントなどの開催支援、障がい者関係団体の参加支援に努めます。
ボランティア活動の推進	●町社会福祉協議会等と連携し、地域福祉を支えるボランティアの育成に努めるとともに、ボランティア参加の機会拡充・情報提供に努めます。

【主な事業】
手話奉仕員要請研修事業



自分らしい生活を送るための支援体制づくり

1 生活支援

1) つながる相談支援体制の構築

本町における現状と課題

障がい者やその家族が、いつでも身近なところで福祉サービス等に関して相談ができ、地域の実情に即した適切な支援を受けられることが、地域で安心して暮らすことの基盤となります。

利用者にとって分かりやすい相談窓口の設置、障がい者相談員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や障がい者総合相談支援センターなどとの連携を図る必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

●つながる相談支援体制の確立

施策の項目	施策の内容
相談窓口の充実・明確化	●障がい者相談窓口の情報提供や広報活動により、障がい者やその家族が利用しやすい相談体制の整備に努めます。
地域における相談支援体制の充実	●身近な地域の相談先である障がい者相談員や民生委員等と連携した相談体制の充実に努めます。
杵藤地区自立支援協議会での相談支援体制の充実	●相談の専門機関である障がい者総合相談支援センターや杵藤地区自立支援協議会との連携を強化するとともに相談支援体制のネットワークづくりの推進を検討します。

【主な事業】
相談支援事業（白石町・江北町障がい者総合相談支援センター）
障害者相談員事業 杵藤地区自立支援協議会

2) 障害福祉サービス等の充実

本町における現状と課題

障がい者の持つ悩みや不安は、障がいの種類や程度、年齢、社会環境などいろいろな要因によって異なります。

障がい者の地域生活を支えるため、地域の社会資源を充実させ、十分に活用する必要があることから、障がい福祉サービス利用についての身近な相談窓口に関する情報提供を行うとともにサービス事業者との連携による、サービスの確保が必要です。

本町が今後おこなっていく取組み

施策の項目	施策の内容
障害福祉サービスの確保	●障がい福祉サービスの必要見込み量等については、3年を1期として策定する「江北町障がい福祉計画」において管理しながら確保に努めます。 ●障がい者本人の自己決定を尊重し、障がい福祉サービスを個々のニーズに応じて適切に選択できるよう努めます。 ●補装具の購入・修理や日常生活用具の給付等により、障がい者の利便性の向上を図ります。

【主な事業】
訪問系サービス・ 日中活動系サービス・居住系サービス・ 指定相談支援サービス

障がい児支援サービス
日常生活用具給付事業・福祉ホーム事業・自動車改造費助成事業・日中一時支援事業
訪問入浴サービス事業・安心生活支援事業・重度障害者紙おむつ支給事業
障害者自立支援補装具給付事業・難聴児補聴器購入費助成事業
地域活動支援センター事業

3) 権利擁護の推進

本町における現状と課題

財産の管理や日常生活で生じる契約などで、判断能力やコミュニケーション能力が十分でないことから、自らの意思を適切に表現できない障がい者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業による、日常的な意思決定や金銭管理などを支援するとともに、社会のあらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消や虐待の予防を進める必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

●つながる相談支援体制の確立

施策の項目	施策の内容
権利擁護の推進、虐待の防止	●障がいのある人が、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常生活自立支援事業による日常的な金銭管理、通帳や印鑑の預かりなど、人権侵害の防止や権利の行使への支援体制の充実に努めます。 ●「障がい者虐待防止法」に関する広報・啓発活動を行い、障がい者虐待の未然防止、相談支援に努めます。
成年後見制度の利用促進	●判断能力が十分でない障がい者の自己決定の尊重と財産や権利を守る成年後見制度の利用促進を図ります。 ●成年後見制度の適切な利用を促進するため必要に応じて、申立や後見報酬に関する費用助成を行います。
障がいを理由とする差別の解消	●「障がい者差別解消法」に関する広報・啓発活動を行い、地域や職場などあらゆる場面における障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、必要かつ合理的な配慮の普及に努めます。

【主な事業】
成年後見制度利用支援事業

2 余暇活動・社会参加

1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

本町における現状と課題

障がいのある人にとって、体を動かすスポーツ・レクリエーション活動は、体力の増強や他者との交流、余暇の充実など果たす役割は重要です。障がい者自身がスポーツ・レクリエーション参加への意欲を持つとともに、参加できる環境づくりが大切ですので、気軽に参加できる機会の提供や活動の支援をする必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

施策の項目	施策の内容
障がい者スポーツ、レクリエーションの促進	●障がい者団体との連携を図りながら、障がい者スポーツ大会等への参加を支援します。 ●障がいのある人が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができるよう、障がい者スポーツの普及やレクリエーションの機会の提供に努めます。
文化・芸術活動の支援	●文化・芸術活動の振興に向けて、町が行うイベントの連携の模索や、県が主催する「発表の場」の情報提供を行うことで、文化芸術を体験できる機会を提供します。



2) 外出支援の充実

本町における現状と課題

障がいのある方のスポーツやレクリエーションなど余暇活動の促進を支援し、障がいのある方の社会参加を進めるためには外出支援が必要な方もいます。障がいのある方の外出を支援するため、移動支援事業等の利用を促進します。

施策の項目	施策の内容
移動支援事業等の推進	●障がい者が居宅等から外出するために必要な支援を行うことにより、障がい者の地域における自立した生活及び社会参加の促進を図ります。 ●聴覚機能、音声機能、言語機能の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行うことで、外出する機会の支援を行います。 ●重度の障がい者に対し、外出の際に便宜を図るためタクシー券を発行します。

【主な事業】
移動支援事業・意思疎通支援事業・重度心身障害者タクシー利用料金助成事業
障害者自動車運転免許取得費助成事業



安心して住み続けられるための生活環境づくり

1 生活環境

1) 安心・安全な生活環境の整備

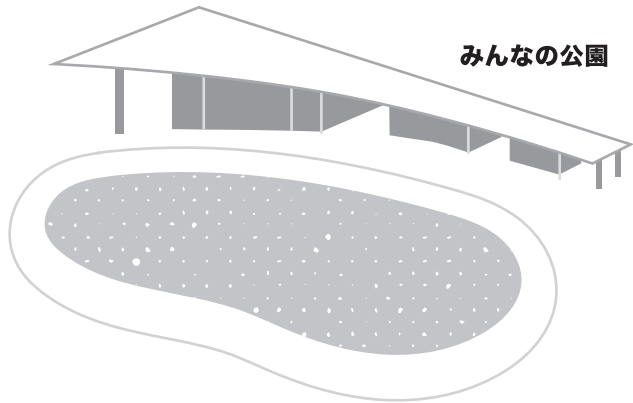
本町における現状と課題

障がいのある人や高齢者すべての人々が、地域で安心して安全に暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、ユニバーサルデザイン※ 8の考え方に基づいたまちづくりを進めるとともに、生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティを向上させる必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

施策の項目	施策の内容
ユニバーサルデザインの推進	●障がいのある人だけでなく、だれもが安全に安心して利用できるよう、施設や設備等についてユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。
公共施設等のバリアフリー化の推進	●「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「佐賀県福祉のまちづくり条例」に基づいてバリアフリー化の推進に努めます。
住宅の整備等	●住み慣れた住宅に安心して健やかな生活を送ることができるよう、日常生活用具給付等事業による住宅改修の支援を行います。

※ 8 ユニバーサルデザイン
年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。



2) 障がい者に配慮した防犯、防災対策

本町における現状と課題

大雨・台風などの災害に備え、災害に弱い立場にある障がい者や高齢者などの要配慮者を避難させることは、誰もが安心して暮らせる地域づくりにとって極めて重要な課題です。
日頃から防災知識の普及を図るとともに、障がいの特性を踏まえた防災対策を推進する必要があります。
江北町防災計画等と整合性を図り、地域等の協力を得ながら障がい者などの要配慮者に対する緊急時の対応について、きめ細やかな支援対策の検討・整備に努めることが重要です。
また、障がい者などが犯罪被害や消費者被害、交通事故に遭わないように、消費者保護を含めた防犯対策や消費者トラブルの防止、交通安全に関する啓発活動を図る必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

施策の項目	施策の内容
災害弱者対策の充実	●江北町防災計画及び江北町避難行動要支援者避難支援計画に基づき、障がい者、高齢者等の要配慮者に対し「避難行動要支援者名簿」への登録勧奨を行うことで、円滑かつ迅速な避難を行える体制づくりに取り組みます。 ●避難所のバリアフリー化や福祉避難所の確保に取り組み、障がい特性・ニーズに応じた支援と合理的配慮の提供体制構築に努めます。
通信連絡体制の整備	●防災行政無線システムやインターネット等の活用や、電話連絡網等の把握により、速やかにかつ確実に情報を伝達できる体制の充実を図ります。
防犯対策の推進	●消費者トラブルの防止及び障がい者の消費者としての利益の増進に資するよう、必要な情報提供に努めます。 ●障がいのある人が犯罪の被害に遭わないように、消費者保護を含めた防犯に関する啓発活動の推進に努めます。

【主な事業】
避難行動要支援者計画の周知・避難行動要支援者避難行動要支援連絡会

2 教育・育成

1) 切れ目のない療育体制、教育の充実

本町における現状と課題

障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすには、一人ひとりの個性や障がいなどに応じ、きめ細かな療育・教育を行うことが重要です。

保育園や小中学校では、それぞれの個性や障がい特性に応じた保育・教育が適正・適切に行われるよう様々な学習の場の提供に取り組まれています。

特別支援学級在籍児童生徒数は増加傾向にあり、その障がい種別も多様化していることから、幼稚園・保育園から中学校まで切れ目のない支援体制が必要です。

本町が今後おこなっていく取組み

施策の項目	施策の内容
関係機関との連携の推進	●発達やことばの遅れ、障がいのある子どもに対しては、子どもだけではなく親や家族への支援も合わせて行い、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、学ぶ環境の整備に努めます。
相談支援体制の整備	●地域での自立した生活を目標として、障がいのある子どものニーズに応じた支援を行うよう関係機関が連絡調整を図りながら、子どもたちの適正に応じた教育を受けられるよう乳幼児期から中学校卒業後まで対応できる相談支援体制の整備に努めます ●医療、保健、福祉等と連携し、健康診査結果などの情報を必要に応じて共有、活用し、障がいの早期発見、適切な支援の早期開始に努めます。

【主な事業】
療育相談・心理相談・言葉の相談・就学支援会議
障がい児支援サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス・障がい児相談支援）

3 雇用・就業経済的自立の支援

1) 障がい者就労の理解の推進、就労への支援

本町における現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、社会的・経済的基盤の確保が不可欠であり、就労はその重要な条件となります。働く意欲のある障がい者がその適正に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保することが必要です。

また、一般就労を希望する障がい者への支援や、事業主に対する障がい者雇用についての理解促進を図っていくほか、一般就労が困難な人については、就労移行支援や就労継続支援の活用により福祉的就労の支援が必要です。

本町が今後おこなっていく取組み

施策の項目	施策の内容
総合的な就労支援	●雇用の確保に向けて事業主への理解促進に努めます。 ●公共職業安定所や障がい者相談支援センターなど関連機関と連携し、障がい者の意欲や能力に応じた多様な働き方を支援する体制づくりを推進します。
福祉的就労の場の確保	●障がいのある方が身近な地域で作業や活動を行う場を確保するため、就労移行支援や就労継続支援サービスの利用促進に努めます。
経済的自立の支援	●地域で自立した生活を営むことができるよう、税制上の優遇措置など各種支援制度の情報提供に努めます。 ●受給資格を有する障がい者が障害年金を受け取ることができるように制度の周知に努めます。

【主な事業】
就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）



4 保健・医療

1) 障がいの早期発見、早期治療

本町における現状と課題

障がいの原因となる疾病の予防・早期発見のため、健康診査等を実施しています。
また生活習慣等の予防のため健康教育・健康相談などにも取り組んでいます。
障がいになった場合のスムーズな社会復帰や地域への移行には、障がい者総合相談支援センターと連携して生活訓練などの福祉サービスの利用が必要です。
障がい福祉サービスの対象となる難病患者については、適切なサービスを総合的に提供するため、医療機関や保健所との連携を図る必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

施策の項目	施策の内容
疾病の予防	●障がいの原因となる疾病の予防、早期発見と適切な治療の促進、特に重度の障がいの原因となる脳血管疾患等の生活習慣病を発症しないための健康教育等の充実を図り、町民の健康づくりを推進します。
各種健康診査の充実	●生活習慣病や合併症の発症、症状の進行等を予防するため、特定健康診査や各種検診の受診率の向上に努めるとともに、保健指導や医療連携体制の充実に努めます。
母子保健事業の充実	●安全な分娩を目的として、妊婦健康診査の受診やハイリスク妊婦に対する指導の充実に努めます。 ●乳幼児期に障がいを早期発見、早期療育を図るため、乳幼児健康診査等の機会を利用し、早期療育に向けた発達相談体制の充実を図り、安心して子育てができるよう支援体制の整備に努めます。

【主な事業】
妊婦健康診査・乳幼児健康診査・妊婦乳幼児健康相談・妊婦乳幼児健康教室
各種健康診査（特定健診、がん検診、歯周疾患検診等）健康教育相談・精神保健相談

2) 保健医療サービスの充実

本町における現状と課題

早期療育は、障がいや発達に遅れのある子どもに対して、発達の著しい乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、その後の保育、学校教育等の各段階における生活の基盤を作る重要なものであり、指導の必要な子どもについては、専門的な対応に努めています。
今後も、専門機関との連携のもと障がいの程度に応じた療育を進めるとともに、育児不安や虐待防止、医療的ケア児支援の観点からも、家庭全体に対する支援も行うことが重要です。
また、適切な保健・医療サービスやリハビリテーションを受けることは、障がいのある人が地域で自立するために不可欠なものであり、特に障がいの軽減や悪化予防のために専門機関と連携を図りながら、受けやすい環境整備が必要です。

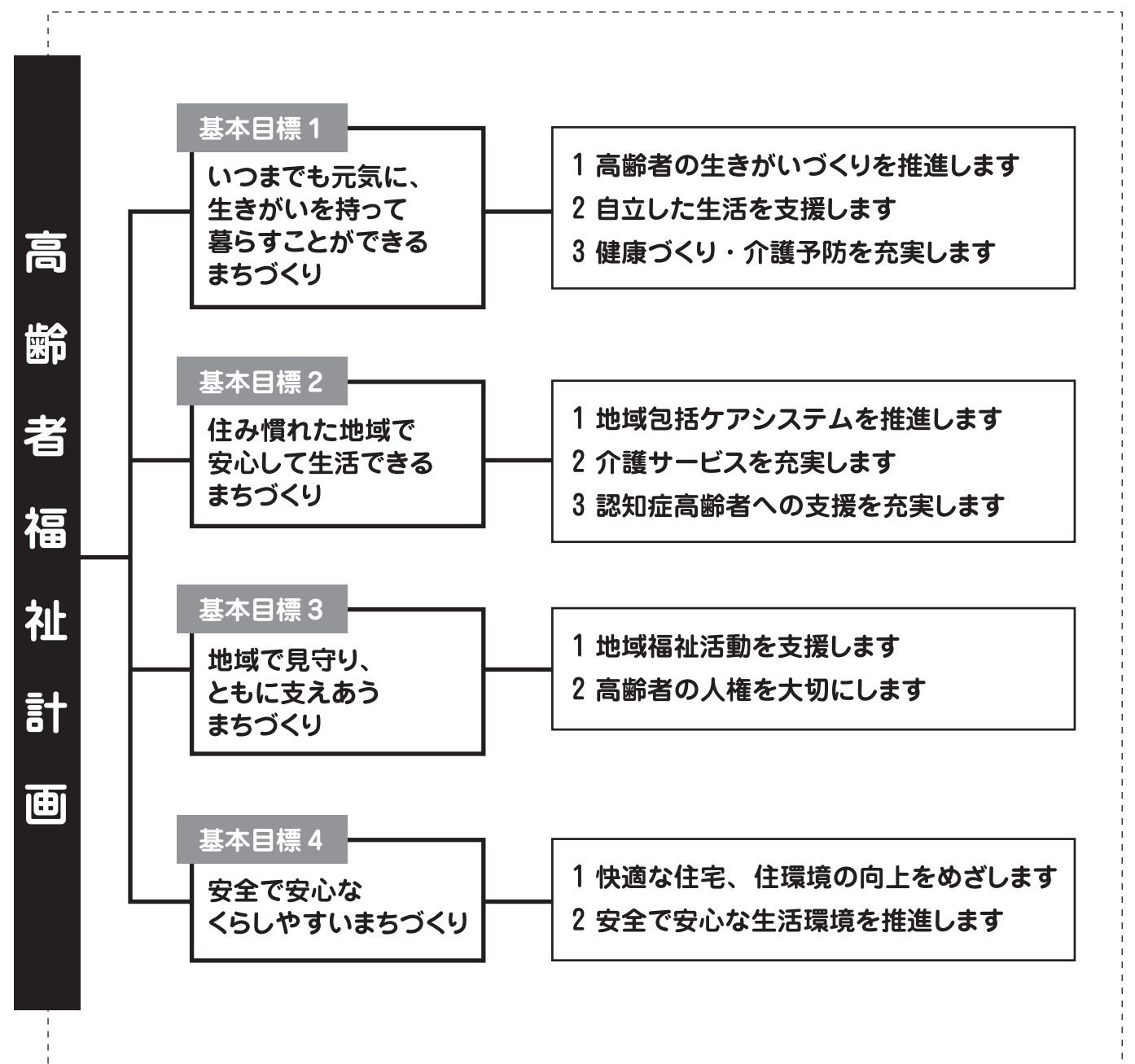
本町が今後おこなっていく取組み

施策の項目	施策の内容
関係機関との連携	●適切な医療サービス、リハビリテーション等の利用について関係機関と連携を図り、的確な支援に努めます。
医療的ケア児に対する支援	●経管栄養や在宅酸素など医療的ケアを必要とする子どもが、適切な支援を受けられるよう杵藤地区自立支援協議会での協議を通じて、支援体制の強化に努めます。
医療費助成等の充実	●重度心身障がい者医療費の助成 重度心身障がい者が医療機関で受診したときの医療費助成を行います。 ●自立支援医療 自立支援医療制度は、心身の障がいの程度を除去・軽減するための医療費について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

【主な事業】
重度心身障がい者医療費の助成・自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）
在宅当番医制事業・小児夜間救急外来診療体制整備事業

第 4 章 高齢者福祉計画

【 高 齢 者 福 祉 計 画 体 系 】



高齢者福祉計画の推進に向けた基本目標

基本目標1 いつまでも元気に、生きがいを持って暮らすことができるまちづくり

高齢者がいつまでも元気に過ごせることの基本の一つは健康であることです。健康づくりや介護予防の取り組みは高齢者のみならず、住民一人ひとりの主体的な取り組みが重要であることから、住民が主体となる地域活動の取り組みの活性化に努めるとともに、保健事業と介護予防を一体的に推進するための体制の整備・充実を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域のなかで、自立した生活を継続できるよう、日常生活に必要な福祉サービスの充実とともに、高齢者の豊かな経験や知識を積極的に活かせる居場所や、元気な高齢者が地域社会を支える新たな担い手として活躍できる体制づくりを推進します。

基本目標2 住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域包括支援センターが「地域包括ケアシステム」の中核として、住民の多様なニーズに対し、医療・介護・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民と連携・調整を図り、きめ細やかに対応できるよう、機能強化を図っていきます。

また、今後も在宅生活支援や居宅サービスを中心とした介護サービス等の整備・充実及び人材確保を継続的に推進し、介護保険制度の円滑な実施及び安定した供給体制の確保に努めます。

近年増加する認知症高齢者に対しては、令和元（2019）年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症予防や早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めるとともに、認知症に関する知識の普及啓発、専門医療機関とかかりつけ医との連携等を推進し、認知症高齢者とその家族を地域全体で見守り、共生する地域づくりを推進します。

基本目標3 地域で見守り、ともに支えあうまちづくり

今後高齢化が一層進む中で、住民の抱えるそれぞれの課題に取り組むためには、「高齢者も子どもも障がいのある人も、誰もが住み慣れた地域で暮らすために、地域社会で受け止め、世代を超えた支え合いやふれあい」という連携による地域づくりが重要です。行政として、公的サービスの充実だけでなく、住民と連携して課題解決するための仕組みづくりが求められています。地域住民による自主的な福祉活動を支援する取り組みを進めるとともに、各活動・組織間の連携強化を図り、多様な活動の活発な展開を促進します。

また、高齢者虐待や消費者被害等の問題を防止する取り組みなど、地域住民がお互いの人権を尊重し合い、尊厳を持続けられる地域づくりにおいて、高齢者の人権を守ることが重要な課題となっています。人権尊重の理念や加齢に伴う高齢者の様々な問題に対する住民の理解を深める啓発活動に取り組み、地域全体で高齢者を見守るまちづくりを推進します。高齢者虐待の防止及び早期発見・早期解決のため、ネットワークを推進するとともに、成年後見制度等の権利擁護事業を推進します。

基本目標4 安全で安心なくらしやすいまちづくり

高齢者が住みなれた家や地域で安心して生活を送るためには、安全で快適な住居の確保やまちの環境整備が必要です。高齢者や障がい者だけでなく、すべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

このため、住民の多くが利用する施設等のバリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくりを進めます。

また近年、想定外の被害をもたらす自然災害の発生や感染症の流行により、高齢者の配慮はますます必要となっています。それぞれの立場において、平時から発生時に備えた事前準備や予防対策が重要となります。住民の防災・防犯・感染予防の意識向上をはじめ、行政や介護事業者等の危機管理意識の強化を図り、地域と連携して高齢者を守る体制を構築します。さらに感染症対策のため、「新しい生活様式」等に対応した高齢者福祉サービスのあり方を検討・推進し、安全・安心なまちづくりに取り組みます。



いつまでも元気に、生きがいを持って暮らすことができるまちづくり

1 高齢者のいきがいくりの推進

①高齢者の社会参加と参画の推進

本町における現状と課題

○高齢化が急速に進んでいく中、元気な高齢者が地域社会の担い手としての役割を果たしていくことが求められています。併せて、高齢者が生きがいを持っていきいきと暮らしていくことが重要です。

○本町では、高齢者の社会参加・生きがいくりの中心的な地域活動組織のひとつである老人クラブが、地域生活を支える各種活動を行っており、町においても、その活動を支援しています。近年、会員の高齢化や生活スタイルの多様化等により会員数が減少傾向にある状況です。今後も活動の維持・継続に向け、より魅力ある老人クラブ活動の展開や周知を行うことが求められています。

○高齢者の就労は、家庭生活や地域での活動、余暇と並んで充実したシニアライフを送るうえで大切な要素となりますが、本町では高齢化が進展しているものの、シルバー人材センターの会員数は増加しておらず、活動内容やメンバーが固定化されていることが課題となっています。シルバー人材センターとの連携強化及び周知を図るとともに、多様な活躍の場を創出し、社会貢献できる地域社会づくりが必要です。

本町が今後おこなっていく取組み

●老人クラブ活動への支援

老人クラブ活動について、ボランティア活動をはじめとする地域を豊かにする各種地域活動や高齢者の生きがいくりと健康づくり、研修など各種事業を支援します。

●シルバー人材センターの活用

高齢者の労働能力を活用し、自らの生きがいくりや社会参加を通じて活力ある地域社会をつくることを目的に、シルバー人材センターと連携を図り、元気な高齢者の社会貢献を推進します。

●高齢者による地域活動の推進

高齢者が生きがいを感じながら生涯現役でいきいきと活動・活躍できるよう、ボランティア活動の支援及び就労的活動の場を提供できる企業・団体等と連携した体制の構築を検討します。

●敬老祝品の交付

高齢者の長寿を祝い、新 100 歳の人に敬老祝い品の交付を行います。（県と連携）

②文化活動、レクリエーション活動の推進

本町における現状と課題

○高齢者はこれからも増加すると見込まれますが、ボランティア活動やレクリエーションなど、地域での活動に意欲的な方もいらっしゃいます。このため、地域活動を支える人材として高齢者が活躍できるよう支援し、積極的な社会参加を促すことが必要です。

○文化活動やレクリエーション活動の場は、高齢者の健康寿命を延伸するために重要な役割を担っています。多様化する価値観やライフスタイルに対応し、より多くの高齢者にとって利用しやすいものとなるよう、高齢者のニーズに応じた活動の場の拡充が求められています。

○今後は、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進することが必要です。

本町が今後おこなっていく取組み

●グループ活動への支援

健康や生きがいくり、ボランティア活動等の推進を図るため、民間団体が行う活動を支援します。高齢者が気軽に集える居場所の確保や住民同士の交流を促すため、自主グループの設立、活動支援を行います。

●世代間交流の充実

地域での行事などを通じて、世代を超えた交流を行い相互の理解を深め、各世代の共感と連帯感を高めることにより、豊かな長寿社会を形成します。

●各種団体における作品展等の開催支援

文化協会やサークルなどの各種団体における作品展等の開催を支援します。

●老人福祉センターの運営

地域福祉の拠点施設として、地域住民の抱える課題や福祉ニーズの多様化に対し地域福祉活動を推進していきます。

センター開設 45 年を経過する期間となりますので施設の老朽化への対応を検討します。

2 自立した生活の支援

①在宅支援サービスの充実

本町における現状と課題

○高齢化が進むにつれて、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯数は、今後さらに増えていくものと思われます。自立生活に不安を持つ高齢者等に対し、介護サービスによらないサービスを提供することで、安心して自立した豊かな生活が送れるように支援していくことが求められています。

○住み慣れた地域で高齢者が自立した日常生活を継続できるよう、公的サービスの充実とともに、近隣の助け合いボランティアなどの活性化・連携強化が一層求められており、介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みも含め、必要な高齢者に必要な支援が提供される仕組みづくりが重要です。

本町が今後おこなっていく取組み

●ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報システムを給付・貸与することにより、急病又は、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

●高齢者見守り体制の構築

町及び事業者等が相互に連携を図り、地域全体で高齢者の見守りを行うことで、高齢者に異変またはその恐れがある場合に、早期かつ的確な対応に繋げ、高齢者が住み慣れた地域で安心して、自立した生活を継続できるよう支援します。

●生活管理指導短期宿泊事業

日常生活が困難な在宅高齢者等に対して、短期間の宿泊により、日常生活に対する支援・指導を行い、要介護状態への進行を予防します。

●福祉制度のPR

高齢者が自分にあったサービスを選択できるよう、介護や福祉サービスに関するパンフレットの配布、広報紙やホームページの掲載など、福祉制度をPRします。

②家族介護者への支援

本町における現状と課題

○高齢者の多くは住み慣れた家庭で暮らし続けることを希望しており、介護が必要になっても自宅での暮らしが継続できるよう支援していくには、家族等の介護者を支援するサービスの充実や周囲の理解を深める環境づくりが重要となります。

○高齢化の進展に伴い、高齢者が高齢者の介護を行ういわゆる「老々介護」が増えることが考えられ、家族介護者の負担軽減を図る必要があります。

○一方、介護者が働き盛り世代で、職場において職責の重い仕事に従事する人も少なくありません。介護は期間や方策も多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難となることも考えられます。介護休業・休暇制度の周知を行う等、介護離職の防止に向けた情報発信等を推進し、家族の介護を抱えている労働者が仕事と介護を両立できる社会の実現をめざします。

本町が今後おこなっていく取組み

●相談体制の充実、情報発信の推進

地域包括支援センターの総合相談等を通し、介護保険サービスの利用、保険外サービスの活用等について相談支援を行い、家族介護者の負担軽減を図ります。

幅広い世代の介護者へ、相談窓口や各種制度等についての情報を届けるため、インターネット等を活用した周知を行います。

●介護のつどい等の開催

介護の経験者同士が、情報交換や交流を通じて介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、介護者や家族を対象としたつどい等を開催します。

●介護離職防止に向けた取組み

介護離職とは、要介護状態等にある家族を介護するために離職することを指します。

介護離職防止のため、仕事と介護を両立できる職場環境整備に関する啓発、介護休業・休暇制度の周知、県労働部局やハローワーク等の各種相談窓口などの必要な情報が介護者に情報提供できるよう支援します。

③生活支援サービスの提供体制の整備

本町における現状と課題

○生活支援サービスには、介護予防・日常生活支援総合事業だけでなく、住民主体の地域の助け合いや、民間企業による市場サービス、町単独事業等も含まれ、地域の多様なサービス・活動を視野に、高齢者一人ひとりの状態に応じた支援を創出・検討する必要があります。生活支援コーディネーターおよび協議体にその役割が期待されています。

○現在、町では生活支援コーディネーターを設置していますが、今後は生活支援コーディネーターと協議体とのより適正で効果的な連動を進め、地域課題の共有と課題解決に向け、生活支援コーディネーターの役割強化を図る体制の構築が必要です。

本町が今後おこなっていく取組み

●生活支援コーディネーター

地域における多様な主体によるサービスの提供体制の構築および各種組織、団体との連携、調整役を担う生活支援コーディネーターを配置し、高齢者等を支える地域の支え合い体制の充実を図ります。また、住民ボランティア等の多様な主体による介護予防・生活支援サービス事業等の推進とその担い手の確保に努めます。

●協議体の充実

生活支援コーディネーターによる地域資源の把握と関係者間のネットワークの構築を進めるとともに、生活支援コーディネーターの活動を補完する機関として協議体を活用し、地域資源の見える化、新たな生活支援サービスの開発等に取り組みます。

生活の困りごと
お手伝いしますよ



3 健康づくり・介護予防の充実

①壮年期からの健康づくり

本町における現状と課題

○高齢者がいきいきと元気に暮らしていくためには、壮年期からより良い生活習慣を身につけ、実践していくことが大切です。そのためには、住民一人ひとりが健康意識を高め、実践するための知識や技術を、地域ぐるみで普及啓発していくことが必要です。

○平均寿命だけでなく、元気に自立して過ごせる期間“健康寿命”に着目することが重要です。健診の受診勧奨を推進するとともに、疾病の予防や健康づくりを進め、特に要介護状態や認知症などの原因にもなる生活習慣病についての知識や予防の啓発を行い、健康寿命の延伸を図る必要があります。

○高齢者が地域で安心して自立した生活を送るためには、医療機関への定期的な受診や年に一度の健康診査などで、普段から健康管理に取り組むことが重要であり、その大切さについて周知を図る必要があります。

○高齢者の健康を保持するためには、医療・介護・保健分野が連携し、高齢者一人ひとりを必要なサービスに結びつけていくことが重要です。今後は、庁内の医療・介護・保健福祉に関する取り組みを円滑に調整しながら高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

●健康教育と相談の実施

地区老人会やサロンの参加者に向けて栄養や歯科、フレイル予防等についての出前講座を実施します。町内の通いの場へ保健師、管理栄養士が訪問し、「後期高齢者の質問票」を活用した健康教育を実施します。また、質問票の結果から、気になる方へ自宅訪問し個別に健康相談を実施します。

●健康診査の受診促進

70歳以上の方は受診料金無料で実施します。

保健センターでの集団健診、医療機関での個別健診を実施します。

広報誌やホームページでの広報を行い、健診の認知度を上げるとともに受診方法を周知します。また、老人会や通いの場で健診受診の呼びかけを行います。

医療や介護サービスにつながっておらず健康状態が不明な高齢者に個別訪問し、健診の受診勧奨を実施します。

●かかりつけ医を持つことの普及啓発

かかりつけ医がない方、未治療・治療中断者の方にかかりつけ医を持つことの重要性の啓発を行います。

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について、庁内の医療・保健・福祉に関係する取り組みを円滑に調整することができる枠組みを構築します。

地域を担当する医療専門職等が、低栄養防止・生活習慣病重症化予防や受診の促進を行うための訪問相談・保健指導を実施します。

医療・リハビリ専門職が通いの場に関与することで、参加者の介護予防・健康づくりをより効果的に推進します。

後期高齢者健診や通いの場において、後期高齢者の質問票を活用し、適切な医療やサービスにつなげます。



②介護予防・日常生活支援総合事業の推進

本町における現状と課題

○介護予防・日常生活支援総合事業（以下：総合事業）とは、従来予防給付として全国一律に提供されていた一部サービスを、本町では平成29年度から実施する事業として移行したもので、住み慣れた地域で、できる限り健康で自立した生活を送れるよう、多様な社会資源や多様な主体を活用した生活支援サービスを総合的に提供するものです。

○総合事業では「自立支援」を主眼に置きながら、多様な生活支援の充実、高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくりを推進し、介護予防や重度化防止をめざした支援を続けることが重要です。

○今後は、「自助」「互助」「共助」に基づく地域づくり推進のため、元気な高齢者やNPO、ボランティア等の多様な主体による様々なサービス提供を検討するとともに、杵藤地区地域リハビリテーション広域支援センター等と連携して一般介護予防事業への専門職の関与を促進し、より自立支援に資する効果的な事業のあり方を検討する必要があります。

○また、地域の実情に応じたより効果的な総合事業の推進に向け、令和3年度より、総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業の対象者やサービス単価の弾力化を可能とした制度改正が行われました。具体的には、要支援者等に加えて、市町村の判断により、要介護者についても当事者の対象とすることができるほか、これまで国が定めていた上限サービス価格を、上限でなく目安とすることとし、市町村の判断において具体的な額を定めることが可能となりました。今後は、地域の実情を踏まえ、より柔軟な事業展開を検討・推進することが求められます。

本町が今後おこなっていく取り組み

《介護予防・生活支援サービス事業》

●訪問型サービス

訪問型サービスとして、ホームヘルパーが訪問し、利用者の見守りやお風呂等の掃除、洗濯、食事の準備や調理、買い物の代行等の自立支援をめざした生活支援を行います。

生活機能が低下傾向にある利用者に対し、専門職が居宅を訪問し、本人の状態に合わせた運動機能、栄養状態、口腔機能の向上のための助言や指導を行う短期集中予防サービス等、地域の実情に応じたサービスを展開します。

介護保険制度では届かない支援をきめ細やかに実施するため、地域住民との協働により生活支援の充実に推進します。

●通所型サービス

通所型サービスとして、通所介護事業所（デイサービスセンター）で、生活機能の維持向上のためのレクリエーションや体操、筋力トレーニングなどを日帰りで受けることができます。

「活動」や「参加」といった生活機能が低下傾向にある利用者に対し、リハビリテーション専門職による短期間の集中的なプログラム（助言・指導）により、状態を改善・向上させることで、居宅や地域での健康で充実した日常生活を送ることができるように支援します。

●介護予防ケアマネジメント

適切なアセスメントを実施し、一人ひとりの自立に向け、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者が主体的にその達成に向けて取り組んでいけるよう、介護予防サービス及び地域資源を踏まえたケアマネジメントの実施を支援します。

《一般介護予防事業》

●介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、自宅での閉じこもりやうつ病、栄養不足など何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、適切な支援へつなげます。

●介護予防普及啓発事業

介護予防につながる基本的な知識の普及啓発を行うため、パンフレットの配布や介護予防教室等を実施し、介護予防に関する自発的な活動が広く実施されるよう支援します。

●地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や介護予防に資する住民主体の地域活動の組織の育成・支援を行います。

高齢者の社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を支援します。

●一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。また、事業評価の結果に基づき、事業の適正化を推進します。

●地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、地域ケア会議や住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進します。

③自立支援・介護予防・重度化防止の確実な実行

本町における現状と課題

○介護保険制度の基本理念は「自立支援」、すなわち、高齢者が自らの意思に基づき、障がいや疾病というマイナス面に着目せず、自らの有する能力を最大限活かして、本人の有する能力に応じ自立した日常生活を居宅において送ることができることをめざしており、自立支援、重度化防止、介護給付の適正化等に関する取り組みが求められています。

○全市町村が保険者機能を発揮して自立支援・重度化防止に取り組むよう、「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金制度」が創設され、市町村の取り組み状況に応じたインセンティブが付与される仕組みとなりました。取り組みの達成状況の見える化が一層進められており、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送られるように支援するための取り組みを計画的に進めることがより強く求められています。

○高齢化が進展する中で、自立支援・介護予防・重度化防止を確実に実行するため、国の諸指標や制度等も活用しながら、データに基づき実施状況を検証し、取り組み内容を改善していくPDCAプロセスを推進していくことが重要です。

本町が今後おこなっていく取り組み

●データの利活用によるPDCAサイクルの推進

地域包括ケア「見える化」システム等のデータ利用や、地域ケア会議などを通じて地域の課題を把握し、課題分析により地域に応じた高齢者の自立支援や重度化防止に関する目標を立てるとともに、事業を進める中で実績評価を行い、必要な見直しを行います。

●自立支援・介護予防・重度化防止における出前講座やアウトリーチの推進

地域住民に対して、自立支援・介護予防や重度化防止に関する出前講座等を実施し、普及啓発に努めます。また、主体的なアウトリーチにより介護や地域福祉の情報を提供します。

●保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金制度に係る評価指標の活用

国の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金制度の指標を活用し、客観的に地域課題を分析し、計画の進捗管理に活用するとともに、保険者機能の推進に役立てます。

住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり

1 地域包括ケアシステムの推進

①地域包括支援センターの運営・体制強化

本町における現状と課題

○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために心身の健康の保持と安心してその人らしい生活を継続できるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。地域包括支援センターを拠点として、関係部局の横断的な連携のもとに、医療機関をはじめサービス提供事業所等の関係機関と協力し、地域ニーズや課題の把握を踏まえた地域包括ケアシステムが求められています。

○本計画は、高齢者の福祉の向上に対する施策が主な内容となっていますが、高齢者の福祉施策を推進するためには、高齢に至るまでの過程における切れ目のない施策や、若年層、子育て世代など的高齢者を支える側の施策、高齢者も含めて多くの人が生活する地域づくりなど、分野を超えて、あらゆる世代が一体となって、地域の福祉の向上に取り組むことが重要です。高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民一人ひとりと、行政をはじめ地域の様々な関係機関や団体が協働しながら、誰もが暮らしやすい地域をつくっていく必要があるため、「地域共生社会」の実現に向けた住民の意識の醸成や分野を超えて困難を抱える人への支援・サービスを整備することが求められています。

○地域共生社会の実現に向け、属性や世代に捉われないより包括的な支援ができるよう、各相談支援機関との連携を強化し、「断らない相談支援」をめざした体制構築の検討が必要です。

本町が今後おこなっていく取り組み

●地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターの機能（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務、地域ケア会議）を充実させるため、3職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）の配置を確実にし、必要な職員体制を確保するとともに、その資質向上・事務評価等に取り組めます。

●地域包括支援センター運営協議会の開催

地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点から、円滑なセンターの運営や事業等を評価します。

●事例検討会による地域ケア会議の推進

地域ケア会議において、ケアマネジャーや医療・介護・保健福祉専門職による個別事例検討を行い、その中で把握できた地域課題については生活支援体制整備事業や地域包括ケア会議において共有し、課題解決に向けた協議につなげます。

●介護予防ケアマネジメント事業

適切なアセスメントを実施し、一人ひとりの自立に向け、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者が主体的にその達成に向けて取り組んでいけるよう、介護予防サービス及び地域資源を踏まえたケアマネジメントを実施します。

●指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が自立した生活が送れるよう、その心身の状態、置かれている環境等を考慮した介護予防サービスを提案するとともに、介護予防計画に基づく、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整を実施します。

●総合相談支援事業

地域の高齢者に対し、介護サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、次のような取り組みを行います。

- ・相談者の状態像に応じて適切な支援を速やかに実施します。
- ・多様化する課題等に対応するため、地域における様々な関係者とネットワークにより支援します。
- ・サービスに関する情報提供等の初期相談対応や各種サービス利用へつなげます。

●包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、ケアマネジャーなどとの多職種協働や地域の関係機関との連携を通じ、ケアマネジメントの後方支援として、地域のケアマネジャー等に対して、個別指導・相談及び支援（困難事例等への指導助言等）、医療機関を含む関係施設やボランティア等の様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など、包括的・継続的な支援体制の形成を推進します。

●重層的支援体制の整備

地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、各担当部署との連携を強化し、重層的支援体制の整備に取り組めます。

地域住民による支え合いと公的支援とを連動させ「断らない相談支援」をめざした体制構築を検討します。

②医療・介護・保健福祉の運営強化

本町における現状と課題

○医療・介護・保健福祉が連携強化を図ることによって、より効果的な事業を推進し、要介護状態になることや要介護状態になってもその悪化を出来る限り防ぐことが必要です。現在、自立支援型地域ケア会議等の推進により、多職種で協力し要支援者の自立に向けた支援を行っていますが、生活の現場に出向いたアセスメントや支援をサポートできる体制の構築が今後の課題となっています。

○団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年以降、在宅で医療と介護の両方を必要とする高齢者が急激に増加することが予想され、医療・介護・保健福祉の連携が必要となる場面は、今後ますます増加することが考えられます。住み慣れた地域で人生の最後まで自分の希望する暮らしを続けられるよう、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面で、介護と医療が一体的に提供され、かつ連携を図ることができる体制の整備が求められています。

本町が今後おこなっていく取組み

●【再掲】高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施の推進

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施について、庁内の医療・保健・福祉に関係する取り組みを円滑に調整することができる枠組み構築を検討します。

地域を担当する医療専門職等が、低栄養防止・生活習慣病重症化予防や受診の促進を行うための訪問相談・保健指導を実施します。

医療・リハビリ専門職が通いの場に関与することで、参加者の介護予防・健康づくりをより効果的に推進します。

後期高齢者健診や通いの場において、後期高齢者の質問票を活用し、適切な医療やサービスにつなげます。

●在宅医療と介護サービス、保健の連携強化

地域包括支援センターが中心となり、高齢者に対して、医療・介護・保健・福祉のサービスが総合的に受けられるように、調整を行い問題解決に取り組めます。

また、地域ケア会議において、医療・介護の多職種による個別事例検討を定期的に行い、自立支援に向けた介護サービスの提供や医療と介護の連携強化を図ります。

医療機関や保健機関における早期相談、早期診断の重要性から、医療機関や保健機関につなげるための相談窓口を積極的に周知します。

要介護者の容態等の情報を多職種で共有し、適切なケアが受けられる環境を整えるため、多職種連携を推進するツールとして、医師会が運用する「カナミックシステム」の活用を促進します。

●退院時、入院時の連携強化

入退院支援ルールの普及を推進し、医療と介護が連携を図ることにより、病院から地域へ切れ目のない在宅移行ができ、介護の必要な方が、安心して病院への入退院と在宅療養ができる環境づくりを推進します。

●本人や家族の意思を終末期医療・介護に活かす支援

ACP（人生会議）とは、もしもの時のために、本人が望む医療や介護等について前もって考え、家族や医療・介護チームと繰り返し話し合い、共有する取り組みのことを指します。

ACP（人生会議）に関する基本的な知識や考え方を正しく理解した人材（医療・介護職等）を育成し、住民が人生の最終段階について考えたり話し合うことができるよう啓発します。



2 介護保険サービスの充実

①介護サービスの提供

本町における現状と課題

○介護サービスを必要とする人やその家族が安心してサービスを受けることができるよう、良質なサービス供給体制を安定確保することが必要です。団塊の世代が75歳以上となる2025年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎える2040年を見据え、中長期的な視野に立った介護サービス基盤の整備を求められています。

○地域の将来推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえ、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスそれぞれの適切なサービス供給体制の安定確保を図るとともに、地域密着型サービスにおいては、住民のサービス利用意向など町の状況を踏まえて町（杵藤地区広域市町村圏組合）の裁量で提供するサービスの種類や事業者の指定を行うこととなります。

○高齢者の単身化や高齢者のみ世帯の増加と超高齢化社会により施設等への入所希望者のさらなる増加が見込まれるなか、本町の高齢者等の施設ニーズと県の施設整備計画、杵藤地区広域市町村圏組合の施設整備状況を踏まえ、居住系サービスやその他の地域密着型サービスと調整を図っていくことが重要となります。

本町が今後おこなっていく取組み

●居宅サービス供給体制の安定確保

サービス供給体制を安定的に確保していくため、本町の要介護（要支援）認定者数、サービス利用状況、今後の要介護等高齢者推計人口やサービス必要見込量等の介護保険に関する情報提供を随時実施するとともに、サービス提供事業者等と連携を深め、適切かつ良質なサービス提供となるよう努めます。

●地域密着型サービス供給体制の安定確保

住み慣れた地域での生活を支えるサービスのひとつとして、地域密着型サービス提供体制の整備およびサービス内容の周知に努めます。

●施設サービスの安定利用

本計画の進捗状況や県の施設整備計画及び杵藤地区広域市町村圏組合の状況、さらに、特別養護老人ホーム等の待機者の状況を踏まえ、利用者が適切にサービス利用できるように取り組みます。

②介護保険人材の確保・資質向上及び業務効率化

本町における現状と課題

○介護人材の不足は近年ますます深刻さを増しています。地域包括ケアシステムの構築には、専門の介護職等に限らず介護分野で働くその他の人材の確保育成が必要で課題となっています。

○介護人材の需給の状況を踏まえ、若い世代・子育てを終えた世代・元気な高齢者世代・外国人人材の受け入れ等、多様な人材の活躍を促進することが重要です。また、介護職のイメージを刷新し、その魅力を発信することも必要です。

○必要な介護サービス量を確保・供給することとともに、サービスの質の向上、事業者やケアマネジャー等の資質の向上が求められています。地域ケア会議や研修会等を通じて職員の資質向上を図るほか、ICT（情報通信技術）・介護ロボット業務の効率化を支援し、それぞれの力を最大限発揮できるような環境を整備することが必要です。

本町が今後おこなっていく取組み

●福祉・介護人材の確保及び定着に向けた取り組みの実施

介護職員等を確保及び定着により介護施設等において安定した介護サービスを提供するため、町内の介護施設等に介護職員等として新たに就職した者に対して江北町介護職員就職支援補助金を交付します。介護人材の定着を目的として、県や関連機関より開催される介護職員初任者研修やスキルアップ研修等の働くステージごとの課題に応じた「階層別研修」の実施に関する情報提供や、結婚・出産しても働き続けられる職場環境の整備促進等、様々な方面から支援します。

●介護職のイメージ刷新・魅力発信

若い世代に、介護を魅力ある職場のひとつとして認識してもらえよう、介護のプロとして職場でいきいきと働く職員や関係者の声を、小・中学校等への出前講座等を通じて発信していくことを検討します。また、地域の子どもたちが将来において地域で活躍できるよう（活躍したいと思えるよう）、郷土愛を育むとともに、地域のつながりを強化する取り組みを積極的に実施します。

●ケアマネジャーへの支援

自立支援の視点と自助、互助、共助による適切なケアマネジメントにより利用者のニーズに応じた支援となるようケアマネジャーからの相談等にきめ細やかに対応します。また、ケアマネジャーが抱える支援困難ケースなどへの対応を通じてケアマネジメントの向上を図ります。

●介護サービス業務の効率化への支援

ICT（情報通信技術）や介護ロボットの導入に関する情報提供や、国・県の補助制度の周知など介護サービス事業所への導入支援に取り組ます。

文書量削減に向け、国の指針に基づく申請様式や添付書類の簡素化などに取り組み、介護保険事業所の業務負担の軽減を支援します。



③介護保険制度の適正かつ円滑な運営

本町における現状と課題

○介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図るためには、限られた財源を効果的に活用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していくことが重要です。

○介護保険制度の円滑な運営を図るため、適切な要介護認定や介護保険事業にかかる評価・分析、情報の公表、さらには介護サービスの給付の適正化を図り、介護保険制度の円滑な運営に努めます。

○サービス事業者への指導・助言や、利用者に対し、介護保険制度の趣旨や内容等についての周知などにより、介護保険サービスの質の向上と利用者本位のサービス提供を推進します。

本町が今後おこなっていく取り組み

●介護給付適正化事業の推進

介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図るため、杵藤地区広域市町村圏組合と連携し、「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」の適正化事業を継続し、介護保険制度への信頼を高めるとともに、持続可能な介護保険制度の構築に努めます。

●事業者情報公表制度・第三者評価の周知

利用者がサービス提供事業者を選択する際に利用できる県の事業者情報公開制度や地域密着型サービス第三者評価（外部評価）制度を積極的にPRします。

●介護サービス事業者への助言・指導

サービスの質の確保及び適正化を図るため、町内の介護サービス事業者に対し、適切な助言・指導を行います。

●苦情処理体制の充実

介護サービス利用者からの苦情や相談に対し、地域包括支援センター職員が、県や国民健康保険団体連合会との連携を図り、迅速かつ適切に各種苦情・相談に対応します。

また、苦情申立者の視点に立った対応なのか、県や介護サービス事業所等との連携を図り、適切な対応、問題解決となるよう努めます。

3 認知症高齢者への支援の充実

①認知症に対する正しい知識の普及啓発

本町における現状と課題

○認知症高齢者は増加傾向にあります。平成27年1月に厚生労働省が発表した「新オレンジプラン」では、令和7年には、高齢者人口の約5人に1人が認知症になると予測されており、今後は、認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備がより一層重要です。

○令和元年6月にとりまとめられた「認知症施策推進大綱」では「認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる」という意味の『共生』の重要性が示されています。たとえ認知症になってもその人らしく尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、本人や家族はもちろんのこと、地域住民が認知症を正しく理解し、自らの問題と捉えることが不可欠です。今後は、地域で暮らす認知症当事者の声を発信するなど、認知症に関する正しい知識の普及啓発の取り組みをさらに充実させる必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

●認知症に対する知識の普及、啓発活動の推進

地域での出前講座等で引き続き、認知症に関する正しい知識の普及啓発を推進します。認知症当事者の思いや望む支援のあり方など、認知症カフェ等を通じて収集した当事者視点の情報を普及啓発に活かします。

世界アルツハイマーデー（9月21日）及び月間（9月）の機会を捉えて、認知症に関する普及啓発イベント等の取り組みを集中的に開催します。

●小・中学校における認知症・高齢者理解につながる教育・交流の推進

小・中学生を対象に、認知症への正しい理解を促進し、認知症や高齢者の人の気持ちや接し方等について考えることができるよう認知症サポーター養成講座実施を検討します。

②認知症予防・早期発見・早期対応の推進

本町における現状と課題

○令和元年の「認知症施策推進大綱」において『共生』とともに車の両輪として『予防』の重要性が示されています。ここでの『予防』とは、「認知症にならない」という意味ではなく「認知症になるのを遅らせる」「進行を穏やかにする」という意味で用いられており、運動不足の解消や生活習慣病予防、社会参加による社会的孤立の解消等、認知症予防に資する可能性が示唆されている取り組みを推進することが重要です。

○認知症は、早期発見と早期対応が症状の進行予防や改善につながるとされており、認知症の初期症状に気づき、適切な医療へとつなぐ取り組みが非常に重要です。本人や身近な人が小さな異変に気づき、速やかに適切な機関に相談できるよう情報発信や相談支援に取り組むとともに、地域包括支援センターが窓口となり、介護保険サービス事業者や医療機関等との連携を図る必要があります。

○町では、認知症初期集中支援チーム体制を構築しています。今後も、相談窓口の周知を強化するなど、支援が必要なケースの早期発見に努め、チーム員体制を有効に活用することが求められています。

本町が今後おこなっていく取組み

●身近な地域における認知症予防に資する可能性のある取り組みの普及啓発

若い世代からの生活習慣病対策（糖尿病や高血圧症等）が、将来の認知症予防につながることから、健康づくり関連と連携を図りながら取り組みをすすめます。また、高齢者が身近で通える「通いの場」への参加を促し、認知症予防に資する「通いの場」が継続的に拡大していく地域づくりを目指します。

●認知症ケアパスの普及・活用

地域に住む認知症の人の生活機能障害の進行にあわせ、『いつ』、『どこで』、『どのような医療や介護サービスを受けることができるのか』の道筋となる、認知症ケアパスの普及、活用を推進します。

●認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームとは、認知症専門医の指導の下、複数の専門医が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族について、訪問、観察、評価、家族支援などの初期支援を包括的、集中的に行うチームを指します。早期発見、早期対応を実現するとともに、認知症支援に係る高度な対応が可能となる認知症初期集中支援チームによる直接支援や後方支援により、認知症施策の充実を図ります。

③認知症高齢者の見守り・支援体制の強化

本町における現状と課題

〇たとえ認知症になってもその人らしく尊厳を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、本人や家族はもちろんのこと、医療、介護の連携を図り、地域での見守りネットワークを構築し、認知症の人と家族を支える体制整備が求められています。

〇町では、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人と家族を見守る応援者「認知症サポーター」の養成に取り組んできました。今後は「認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる」共生社会を実現するため、これまでの活動を一步前進させ、困りごとなどの支援ニーズと認知症サポーターを結びつける仕組みづくりを構築することや、認知症当事者の方やその家族、地域住民等が交流し、当事者間のつながりや地域全体での支援の輪づくりを促進することが重要です。

本町が今後おこなっていく取り組み

●認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置しており、地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務を行います。

●認知症サポーターの育成・チームオレンジの設置

年齢や性別等に関わりなく、広く地域住民に対して、認知症の正しい理解を普及し、地域ぐるみで見守り、支援ができるような意識づくりのための認知症サポーター養成講座を実施し、特に、子ども、学生、企業等へ養成講座を拡大します。

また、認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症サポーター活動をさらに一步前進させ、地域の認知症の人や家族の困りごとのニーズと、認知症サポーターを結びつける仕組み（チームオレンジ）の設置を検討します。認知症サポーターを対象に、チームオレンジのメンバーとなるためのステップアップ講座を開催します。

●医療機関との連携

地域の医療機関（かかりつけ医や物忘れ外来）、認知症疾患センターとの連携により、認知症の早期発見・早期治療につなげます。また、認知症施策検討委員会を通じて、町の取り組みを適時適切に評価します。

●地域での見守り・支え合いの体制づくり

高齢者見守りネットワーク事業として、協力事業所等からの申請により高齢者の見守りネットワーク登録証を交付し、事業所等の日常業務の中で高齢者を見守り、認知症が心配される人について、関係機関と連携し、必要な支援につなげています。

認知症高齢者は今後も増加すると予測されているので、支援体制の充実が必要です。協力事業所からの情報提供が増えるよう、協力事業所等へ認知症サポーター養成講座を実施するなどの活性化を図り、見守り体制を強化することで認知症の人の早期発見につなげます。

●認知症バリアフリーの推進

公共施設をはじめ、小売店・金融機関等の民間企業や地域住民の理解・協力を促し、日常生活や地域生活における様々な生活の場面で、認知症になっても利用しやすい生活環境の工夫や改善を進めます。

●家族の支援の強化

介護者の視点を踏まえ、認知症の人や家族、介護者を対象としたつどいを開催します。また、認知症の相談や支援が適切に実施できるようアウトリーチにより地域ニーズの把握に努めます。

●認知症カフェ事業

認知症当事者の方やその家族が、気軽に集える地域の居場所として、認知症カフェの充実に努めます。認知症の方だけでなく、地域住民や専門職等の誰もが参加でき、交流することで、当事者間のつながりや地域全体での支援の輪づくりを促進・支援します。

●徘徊高齢者の早期発見のための見守りシール交付及び周知活動

認知症等によって行方不明となるおそれのある方を対象に「見守りシール（QRコード）」を交付します。シールは、認知症の方の衣類や持ち物に貼ることで、行方不明になった際に、発見者がQRコードを読み取ることができ、そのQRコードから接続された伝言板サイトに発見場所などを入力すると、家族（介護者）あてにメールが自動送信される仕組みです。

早期発見につなげるためには、一人でも多くの人に、このシールの存在・仕組みを知ってもらう必要があることから、地域住民への積極的な周知・啓発活動に努めます。

地域で見守り、ともに支えあうまちづくり

1 地域福祉活動の支援

①地区組織活動の支援

本町における現状と課題

○高齢者をはじめすべての住民が安心して生活するためには、公的なサービスの充実だけでなく、「自助」の取り組みのほか、地域社会の中で孤立・孤独にならないよう支え合いや助け合いによる「互助」の活動が大切です。町では、様々な福祉活動が地域で活発に展開されるように個人や組織・団体等の活動を支援していくことが重要であり、そうすることが、すべての住民の生きがいつくり健康の保持へとつながっていきます。

○今後、地区単位での活動がますます重要となることから、地区組織活動の充実を図ることが必要であるとともに、ボランティア個人や団体による地域福祉活動の推進が望まれ、それらの活動への支援を充実させていく必要があります。

本町が今後おこなっていく取り組み

●多様な場所の活用による交流・活動の支援

高齢者の交流・活動拠点については、高齢者向けの施設に限らず、高齢者が家に閉じこもらず、ゆっくり安心して過ごし、気軽に通うことができる場所として、町内の公共施設の環境面での工夫や配慮を行います。

また、赤ちゃんから高齢者まですべての年代の人々が集える共生拠点の充実、高齢者が多様な人と関わり合え、気軽に通うことのできる居場所づくりに取り組み、高齢者の閉じこもり予防や交流・活動の支援を行います。



②地域と行政の協働による地域包括ケアシステムの推進

本町における現状と課題

○現代の複雑化した様々な課題に対応するために、公的サービスだけでなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、共に助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが重要です。

○高齢者一人ひとりの状態に応じて医療・介護・保健福祉分野の関係機関が連携し、介護サービスや地域支援事業、医療・介護・保健福祉サービス、その他のボランティア等によるインフォーマルサービス等、地域の様々な資源を統合した包括的なケアを持続的に提供することで、地域全体と協働した地域ケアシステムを推進することが求められています。

本町が今後おこなっていく取り組み

●地域の関係機関、団体、サービス提供事業者等のネットワークの構築

社会福祉協議会、医療機関や介護サービス事業所等と協働し、医療・介護サービスに限らず、地域の保健、福祉サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行います。

●地域住民団体との連携による地域包括ケアシステムの推進

高齢者が要支援・要介護状態になることを事前に防止し、住み慣れた地域で元気に暮らせるように、地域全体で適正な介護予防事業を推進するため、地域住民団体と連携した取り組みを行います。

2 高齢者の人権擁護

①人権意識の普及啓発

本町における現状と課題

○あらゆる差別をなくし、誰もが幸せを感じる人権文化のまちの構築に向けて、人権意識の普及啓発を行うことは大切なことであり、そのうち高齢者の人権を守ることが重要な課題の一つになっています。特に、高齢者への配慮や加齢に伴う様々な問題について、住民の理解を深めていく必要があります。

○高齢者が住み慣れた地域で人としての尊厳を持ち続け、安心して暮らしていけるように、虐待や暴力に関する問題を認識し、解決していける地域社会づくりが必要となります。

○高齢者虐待については、本町において残念ながら毎年発生している状況にありますが、「虐待」の定義が曖昧に捉えられている傾向がみられます。高齢者虐待という状態になっていたにも関わらず、虐待であると認識されず、適切なタイミングで通報されないケースもあり、虐待の定義や支援体制等について今一度広く周知することが必要です。

本町が今後おこなっていく取組み

●高齢者の人権に関する啓発の推進

広報誌や人権を学ぶ啓発講座、啓発事業を通じて、高齢者の人権問題も含め、幅広く啓発を行っており、今後も引き続き取り組みます。

●高齢者虐待防止の普及啓発

献身的に介護をする家族介護者も、知らず知らずに虐待してしまうケースもあり、地域住民の虐待への啓蒙が重要です。

高齢者虐待についても正しい知識と早期発見、早期対応となるように普及啓発を引き続き行います。

②権利擁護の推進

本町における現状と課題

○多様化、複雑化する社会の中で、虐待や消費者被害、必要なサービスを受けられないといったように、高齢者の抱える問題もますます深刻な状況となっています。また、認知症の人やひとり暮らし高齢者等の増加により、権利擁護にかかるサービスはますますその重要性が増しており、支援にあたる人材や財源を確保することが必要となっています。

○成年後見制度利用支援事業の利用促進については、高齢者が抱える問題に対処していく一助となるため、地域包括支援センターの総合相談業務の中で、継続して普及啓発の取り組みを行っていきます。

本町が今後おこなっていく取組み

●権利擁護事業

自己の権利等の意思表示が困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

●中核機関の設置

中核機関は、様々な権利擁護のケース等に対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されています。

一方、中核機関を設置するためには、人材と財源の確保が課題となります。このことから、広域的な視点による中核機関の設置の検討を進めます。

●成年後見制度利支援事業

判断能力が不十分な認知症の人等で親族がいない等の理由による場合に、町長が成年後見人等の申し立てを行ったり、低所得の高齢者を対象として成年後見制度の申し立てに要する費用負担を支援します。

●高齢者虐待防止ネットワークの推進

高齢者虐待を早期発見するための関係機関との連携を強化します。また、高齢者虐待の発見から対応までの協力体制の充実を図ります。

安全で安心なくらしやすいまちづくり

1 快適な住宅、住環境の向上

①高齢者にやさしい住環境の推進

本町における現状と課題

- 住み慣れた家で暮らし続けるためには、介護が必要な状態になっても、長く住み続けることができる居住環境の確保が必要であることから、本町では、住民等に住宅に関する情報を提供し、制度の周知を図るとともに、自宅の住宅改修における費用の補助や情報提供、高齢者をはじめ、誰もが安心して住めるよう配慮した公営住宅の良好な維持及び管理を行っています。
- また、加齢による生活スタイルの変化等による住み替えニーズにも応える必要があります。高齢者が新たに「住まい」を探すときには、保証人等の様々な問題により、スムーズに住まいが決まらないことが少なくありません。高齢者が安心・安全で多様な住まいを選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅等や県の居住支援策の情報発信等、杵藤地区広域市町村圏組合と連携し、適切な支援を行うことのできる体制づくりが必要です。
- 現在、住環境の整備や確保にかかる相談は増加傾向にありますが、その相談の多くは、経済的理由や身元引受人がいらない等の困難を抱えている高齢者からの相談となっています。住宅情報の提供だけでは問題が解決できないのが現状であり、健康で安全な「住まい方」に関する情報発信・支援を提供し、その効果を検証していく必要があります。

本町が今後おこなっていく取組み

●公共住宅の管理

高齢者をはじめ誰もが安心して暮らせるよう配慮した公営住宅の良好な維持、管理に努めます。

●住まいに関する情報提供

高齢者が安心・安全で多様な住まいを選択できるよう、県や杵藤地区広域市町村圏組合と連携し、公的施設以外の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅等の設置状況の把握や情報提供に努めます。

また、健康で安全な「住まい方」に関する情報発信や、そのための支援を推進し、高齢者が自宅での生活の質を向上できるよう取り組みます。

②ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

本町における現状と課題

○高齢者の身体機能が低下した場合でも、健康な人と同じように外出でき、公共施設の利用、日常的な活動や社会参加活動が特に支障なく行えるよう、交通担当部門との更なる連携強化に努め、安心して生活できるユニバーサルデザインによる安全で安心なくらしやすいまちづくりをテーマとして取り組む必要があります。

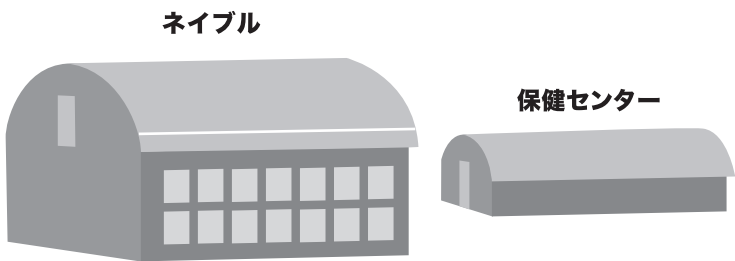
本町が今後おこなっていく取組み

●公共施設のバリアフリー化

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律に基づく整備や点検改修を行います。今後も引き続き、管理施設の点検や整備を実施するとともに、今後、整備を行う公共施設等については、ユニバーサルデザインの実現に努めます。

●高齢者の移動手段確保のため交通担当部門との連携検討

高齢者の移動手段確保のため、地域公共交通部門と高齢者福祉部門の関係者が、地域の課題について認識を共有し、必要な対策を共に講じることができる連携の仕組みを検討します。



2 安全で安心な生活環境の推進

①事故や犯罪から高齢者を守る取り組み

本町における現状と課題

○悪質商法による高齢者の消費被害は、被害額も大きく、繰り返し被害にあうことも多いため、消費生活相談窓口等の関連機関と連携し、注意喚起の啓発を強化することが必要です。

○防犯については、地域ぐるみの見守り活動の強化を図るなど防犯組織の充実を図り、住民一人ひとりの防犯意識を高めるために、継続的に啓発に努めることが必要です。

○高齢者の増加に伴い、高齢ドライバー数は近年増加していますが、高齢期における認知機能・運転技能の低下から事故の危険性を高めることが指摘されています。地理的な理由からマイカーが日常的な移動手段である本町にとって、特に高齢者の交通事故防止対策は重大な課題と言えます。

本町が今後おこなっていく取り組み

●消費生活相談との連携

高齢者に対する悪質な訪問販売等の現状を把握している消費生活相談窓口と連携し、高齢者からの相談を受け、早期に対応できる体制を整え、対応に努めます。

●防犯意識の強化

住民一人ひとりが、防犯意識を高めて、安全で安心な住みよいまちにするため、啓発活動の普及に努めます。

●交通安全対策の推進

高齢者が関係する交通事故が急増しています。本町ではマイカーが日常的な移動手段になっているため、関係機関と連携して、高齢者に対する交通安全啓発を実施するなど、高齢者の交通事故防止に取り組みます。

②災害に備えた高齢者支援体制の確立

本町における現状と課題

○近年は異常な集中豪雨などによる災害も増加しております。高齢者の中には、自力で避難ができず支援が必要な場合が少なくありません。ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみ世帯が増えているなか、迅速な避難を行うためには、各関係機関や地域住民等との連携による支援が重要です。

○本町では、住民の防災意識を高めるために、「洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップ」を発行し、全戸に配布しています。

○住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりをめざし、要介護（要支援）高齢者などの災害時に何らかの手助けが必要な人の情報を地域で共有し、災害時等に支援の手が差しのべられるよう、避難行動要支援者支援の取り組みを推進しています。

本町が今後おこなっていく取り組み

●防災意識の強化

消防団による啓発活動やホームページ及び広報による啓発、また、防災訓練・自主防災組織の育成などにより防災意識を高めていきます。

●災害時要援護者支援の推進

避難行動要支援者名簿を基礎情報とし、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難誘導、避難所における支援などが円滑に実施できるよう、関係機関と連携し、避難支援体制の整備を推進します。

●介護サービス事業所と連携した災害対策の推進

介護サービス事業所と連携した防災訓練や、事業所の災害対応に関する具体的計画・備蓄等の確認を定期実施するなど、事業所と連携した災害対策を推進します。



③感染症対策の推進

本町における現状と課題

○新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、世界規模での感染症対策が喫緊の課題となっています。我が国においても緊急事態宣言が発令されるなど、様々な感染症対応がとられており、新型コロナウイルス感染症の感染を予防するための「新しい生活様式」を日常生活に取り入れて実践していく必要があります。特に、高齢者や基礎疾患のある人は重症化しやすいと考えられ、一層の注意が必要であり、国や県、介護サービス事業所等との連携を密にし、「新しい生活様式」等に対応した新たな高齢者福祉サービスのあり方を検討、確立させることが不可欠です。

本町が今後おこなっていく取組み

●新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく感染症対策の推進と
感染拡大防止策の周知啓発

新型コロナウイルス感染症も含め、新型インフルエンザ等に関する感染症に関して、地域における感染拡大を最小限に抑えるため、平時から非常時の備え等、県や保健所と連携しながら、対策を構築していきます。

また、住民は日常生活において「新しい生活様式」等の正しい感染症対策を実践できるよう、感染症防止に関する周知・啓発及び知識の普及に努めます。

●介護サービス事業所と
連携した新型コロナウイルス感染症等の感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症などの感染拡大期等において、介護サービス等が適切に提供されるよう介護サービス事業所等との連携を図ります。

また、介護サービス事業所等に対し、感染症が発生した場合であっても、サービスの提供が継続できるように、業務継続に向けた計画（BCP）の策定等、対策の強化について必要な情報提供や支援・連携体制を構築します。

第 5 章 健康づくり計画